

保 高 第 998 号
平成 26 年 10 月 10 日

高齢者施設等事業者 様
介護保険事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部
高齢者サービス支援課長

老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について
(注意喚起及び周知徹底)

平素から、本市の介護保険事業の推進につきましては、ご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

標記の件につきまして、別紙のとおり厚生労働省より注意喚起及び周知徹底依頼がありましたので、通知いたします。

老人福祉施設等での医薬品の使用の介助については、本通知の趣旨を踏まえ、適正な管理をお願いいたします。

なお、福岡市ホームページへ、本通知及び厚生労働省からの通知等を掲載しておりますので、ご確認ください。

【福岡市ホームページ掲載場所】

福岡市ホームページ > くらし・手続き・環境 > 高齢・介護
> 事業者のみなさまへ > 介護保険事業者等への通知関係

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/life/kaigo-info.html>

◆ホームページ掲載資料

- ・別紙「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について（老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼）」
- ・別添 1 「医師法第 17 条，歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」
- ・別添 2 「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（抄）」

【お問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 高齢者サービス支援課

施設サービス係 TEL:092-711-4319 / 居宅サービス係 TEL:092-711-4257

地域密着サービス係 TEL:092-711-4317 / FAX:092-726-3328

E-Mail: k-service.PHWB@city.fukuoka.lg.jp